

## 簡易公募型指名競争入札のお知らせ

下記の案件について、簡易公募型指名競争入札を行いますのでお知らせします。参加を希望される方は、宇治市公募型指名競争入札(見積)実施要領、宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準、宇治市競争入札心得を熟読、承知のうえ、参加を申し込んで下さい。

令和 7年 1月17日

宇治市長 松村 淳子

(担当課：契約課)

記

業務名	水質分析及び調査業務委託		
業務場所	宇治市内及び受託者事業者内		
委託期間	令和7年2月19日 ～ 令和11年3月31日 1502日間		
業務概要及び条件	水質分析及び調査		
予定価格	¥4,800,000 (税込)	最低基準価格	¥3,360,000 (税込)
入札参加者に必要な資格・条件			
次の①～②の全てを満たすこと。 ①参加資格者名簿登録 ②計量証明事業所(濃度：大気、水及び土壌)登録			
入札参加表明書の受付			
提出期限 令和7年1月23日(木) 午後 5時 00分 まで 提出場所 郵便入札 添付資料 別紙、参加表明書に記載のとおり			
入札予定	予定日 令和7年2月12日(水) 場 所 宇治市役所 西館4階入札室		
前払金	無	部分払	有(3回)
消費税の扱い	消費税及び地方消費税を含んだ金額で行うこと		
その他	本件はランダム係数を用いた最低制限価格を適用しますのでご注意ください。 本件は郵便による入札を実施します。別紙「説明会に替えて連絡する事項」を熟読してください。		

## 説明会に替えて連絡する事項

- ・本案件に係る質疑の受付は、次のとおりとします。  
令和7年 1月17日（金）午前9時から  
令和7年 1月30日（木）午後5時まで
- ・お知らせの入札（見積）予定は、開札予定となります。入札書（見積書）提出については、指名通知時にお知らせする指定期日（持参の場合は提出日）を厳守してください。
- ・郵便入札について、不参加により指名停止は行いません。
- ・封筒の雛形は、契約課ホームページ「様式等ダウンロード」よりダウンロードしてご使用ください。
- ・「郵便入札にあたっての注意事項」及び「宇治市郵便入札の応募案内」を熟読してください。宇治市ホームページ（<https://www.city.uji.kyoto.jp/soshiki/27/55607.html>）に掲載しています。

## 予定価格を超過して入札した者の取扱いについて

- 本件の入札において予定価格を超過して入札をした者は、本件の落札者が決定せず、再発注を行う際には指名しない場合があります。
  
- 入札辞退者に不利益を課すことはありません。

## 競争入札参加資格者名簿登録業者等への連絡方法の変更について

契約課及び建設総括室より競争入札参加資格者名簿登録業者や、入札参加者等に行っている入札・契約等に係るお知らせ(入札通知書や検査結果通知書等の窓口受け取りの依頼、質疑回答書の公表、物品・役務の入札結果、指名停止措置など)の連絡方法を、令和6年9月27日より従来のファックスからメールに変更しました。

以下の点を確認し、必要に応じて手続き等を行ってください。

### ・送信先のメールアドレスについて

競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス(申請後にメールアドレス変更の届出をしている場合はそのメールアドレス)に、送信します。メールアドレスの登録の有無や申請時のメールアドレスが不明な場合は、契約課までお問い合わせください。

### ・メールアドレスの登録・変更について

競争入札等参加資格審査申請の際に、メールアドレスを記入しておらず新たにメールアドレスを登録される場合や、申請の際のメールアドレスから他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

### ・受信設定について

「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。

なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp(契約課)」 「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp(建設総括室)」です。

### ・工事及びコンサルタントについて(電子入札案件)

京都府電子入札システムより送信されるメール(指名通知、入札結果等)については従来通りです。ただし、電子入札の案件においても、仕様書の訂正や質疑回答書の公表など、これまでファックスで連絡していたものについては、上記と同じくメールに変更します。

# 仕 様 書

1 業務名称 事業所排出水分析業務委託

2 業務場所 宇治市内及び受託業者事業所内

3 委託期間 契約日から令和11年3月31日まで

ただし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。

(なお、委託者が委託業務の完了を認めるときには、その日をもって委託期間の終了とする。)

4 業務内容

- (1) 試料の採取容器については、必要数を用意し、市職員の指定する場所・日時に持参すること。
- (2) 試料は市職員の指定する場所・日時にて速やかに受領すること。
- (3) 市によって採水された工場・事業所排水について、下記計量の方法を用いて分析を行うこと。
- (4) 分析の結果は、計量証明事業所の環境計量士による計量証明書により、試料受領後1か月以内に報告すること。
- (5) 年度ごとの分析回数等については、別表1によるものとする。
- (6) 分析の実施時期等は令和7年4月以降に市職員と協議することとする。
- (7) 法令などの変更により、計量の方法ないし、その内容が変更されたときは、速やかにそれに移行すること。

5 計量の方法 ・昭和49年環境庁告示第64号【改正】令和6年環境省告示第11号 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」に定める方法

・「京都府環境を守り育てる条例」に定める方法

※ 改正があればそれに準ずること

6 支払い

前払は行わない。部分払については年払いとし、契約金額の4分の1相当額を令和7年4月以降1年ごとの業務終了後の請求に基づき3回支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。

7 その他

- (1) 契約書第3条、業務処理計画書については、その提出を必要としない。業務の処理日程、処理方法については本仕様書の内容に従うものとする。
- (2) 契約書第6条、着手届については、その提出を必要としない。受託者は委託者から試料と分析依頼書を受領し、その時点から分析業務に着手するものとする。
- (3) 契約書第17条、業務完了届については、その提出を必要としない。市は計量証明書が提出されてから1週間以内にその内容を検査し、疑問が生じた場合にのみ業務担当責任者に問い合わせるものとする。疑問等がない場合には計量証明書を受取り、これをもって検査を合格したものとみなす。
- (4) 契約後、受託者は速やかに市職員等と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。
- (5) 年度ごとの分析回数等について、別表1に変更が生じた場合は、市職員等と受託者にて協議する。

別表 1

(年間分析回数)

pH	42	砒素	8
BOD	28	水銀	2
COD	28	トリクロロエチレン	2
SS	28	テトラクロロエチレン	3
全窒素	18	ジクロロメタン	3
全りん	18	四塩化炭素	2
大腸群数	18	1, 2-ジクロロエタン	1
油分	14	1, 1-ジクロロエチレン	2
フェノール	4	シス-1, 2-ジクロロエチレン	2
銅	4	1, 1, 1-トリクロロエタン	2
亜鉛	5	1, 1, 2-トリクロロエタン	1
溶解性鉄	5	1, 3-ジクロロプロペン	1
溶解性マンガン	5	ベンゼン	1
全クロム	4	セレン	8
ニッケル	4	ほう素	8
カドミウム	8	ふっ素	7
シアン	2	アンモニア等	5
鉛	8	1, 4, ジオキサソ	2
六価クロム	7		

注1) 分析は年7回程度に分けて実施する。

注2) 1回の実施における分析検体数及び検体ごとの分析項目は担当職員が指定する。

# 仕 様 書

1 業務名称 河川水及び河川底泥の分析業務

2 業務場所 宇治市内及び受託業者事業所内

3 委託期間 契約日から令和11年3月31日まで

ただし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。

(なお、委託者が委託業務の完了を認めるときには、その日を持って委託期間の終了とする。)

## 4 業務内容

- (1) 試料の採取容器及びDO測定のためのフラン瓶ならびに試薬を用意し、市職員の指定する場所・日時に持参すること。
- (2) 試料は、市職員の指定する場所・日時にて速やかに受領すること。
- (3) 市によって採水された河川水、河川底泥について、下記計量の方法を用いて分析を行うこと。
- (4) 分析の結果は、計量証明事業所の環境計量士による計量証明書により、試料受領後1か月以内に報告すること。
- (5) 年度ごとの分析回数等は、別表1によるものとする。ただし、実施月については前後する場合があります。
- (6) 法令などの変更により計量の方法ないしその内容が変更されたときには、速やかにそれに移行すること。

## 5 計量の方法

### (1) 水質

- ア 昭和46年環境庁告示第59号【改正】令和5年環境庁告示第6号 「水質汚濁に係る環境基準について」に定める方法
- イ 昭和49年環境庁告示第64号【改正】令和6年環境庁告示第4号 「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」
- ウ 上記法令に計量方法が規定されていない測定項目については、その他、一般に認められ、精度を確保できる方法で計量すること。

### (2) 土壌の汚染に係る環境調査

- ア 平成3年環境庁告示第46号 【改正】令和2年環境庁告示第44号 「土壌の汚染に係る環境基準について」の別表、附表の測定方法

※ (1)(2)についていずれも改正があればそれに準ずること。

## 6 支払い

前払は行わない。部分払については年払いとし、契約金額の4分の1相当額を令和7年4月以降1年ごとの業務終了後の請求に基づき3回支払う。端数が生じる場合は最終時に調整す



るものとする。

## 7 その他

- (1) 契約書第3条、業務処理計画書については、その提出を必要としない。業務の処理日程、処理方法については本仕様書の内容に従うものとする。
- (2) 契約書第6条、着手届については、その提出を必要としない。受託者は委託者から試料と分析依頼書を受領し、その時点から分析業務に着手するものとする。
- (3) 契約書第17条、業務完了届については、その提出を必要としない。市は計量証明書が提出されてから1週間以内にその内容を検査し、疑問が生じた場合にのみ業務担当責任者に問い合わせるものとする。疑問等がない場合には計量証明書を受取り、これをもって検査を合格したものとみなす。
- (4) 契約後、受託者は速やかに市職員等と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。

別表1

(分析回数等：河川水)

実施月	4月	5月	6月	7月	10月	12月	1月	合計
検体数	12	8	13	12	12	13	12	82
pH	12	8	13	12	12	13	12	82
BOD	12	8	13	12	12	13	12	82
COD	12	8	13	12	12	13	12	82
SS	12	8	13	12	12	13	12	82
DO	12	8	13	12	12	13	12	82
全窒素	12	3	0	12	12	13	12	64
全りん	12	3	0	12	12	13	12	64
陰イオン界面活性剤	11	3	0	11	11	13	11	60
カドミウム	1	0	0	1	1	0	1	4

(分析回数等：河川底泥)

実施月	4月	5月	6月	7月	10月	12月	1月	合計
検体数					2			2
総水銀					2			2
六価クロム					2			2
鉛					2			2
ヒ素					2			2
カドミウム					2			2

注1) 実施月は、天候等により変更する場合がある。

# 仕 様 書

- 1 業務名 木幡池総合調査業務委託
- 2 調査場所 木幡池及び木幡池関係河川
- 3 委託期間 契約日から令和11年3月31日まで  
ただし、契約日から令和7年3月31日までは準備期間とする。  
(なお、委託者が委託業務の完了を認める時には、その日をもって委託期間の終了とする。)
- 4 調査実施 毎年度 11月下旬から12月上旬  
(調査日は、天候、木幡池の水量、水草の繁殖の状況により決定するので、調査実施にあたっては市職員と協議するものとする。)
- 5 業務内容
  - (1) 木幡池および木幡池関係河川での採水・採泥  
(採水地点・採泥地点については資料1、図-1参照)
  - (2) 試料の分析  
(各地点の分析項目については資料2、計量の方法については資料3参照)
  - (3) 報告書(木幡池調査報告書)の作成
    - ア 結果については計量証明事業所の環境計量士による計量証明書及び「木幡池調査報告書」を作成し、2部提出すること。
    - イ 「木幡池調査報告書」についての詳細は資料4のとおりとする。
    - ウ 報告書を作成するにあたり、過去の「木幡池調査報告書」の閲覧は可能。
    - エ 「木幡池調査報告書」は調査実施日より2か月以内に提出すること。
- 6 支払い  
前払は行わない。部分払については年払いとし、契約金額の4分の1相当額を令和7年4月以降1年ごとの業務終了後の請求に基づき3回支払う。端数が生じる場合は最終時に調整するものとする。
- 7 その他  
受託者は本委託業務の遂行にあたり、関係法令を遵守するものとする。  
契約後、受託者は速やかに市職員等と十分な引継ぎ及び調整を行い、業務の履行の準備に万全を期すこと。

資料 1

採水地点・採泥地点

地点No.	場所	地点名	採取物
1	南池	南池中央部	水・泥
2	南池	仁良川流入付近	水・泥
3	中池	中池中央部	水・泥
4	仁良川	五ヶ庄1号・仁良川合流点	水
4-1	仁良川	仁良川流末	水
4-2	仁良川	五ヶ庄1号流末	水
5-1	都市下水路-1	木幡8号	水
5-2	都市下水路-2	木幡9号	水
6	分岐路	南池-中池分水路	水
7	南池	都市下水路流入付近	水・泥
8	分岐路	中池-北池湿地帯分水路	水
9	堂ノ川	堂ノ川	水
10	六地藏川	六地藏川	水
11	大島樋門	大島樋門	水

資料 2

各地点の分析項目

(1) 水質調査

地点No	項目
1	気温 水温 水深 透視度 透明度 pH DO 電気伝導率 SS COD BOD 全窒素 全りん 鉛 陰イオン界面活性剤 大腸菌数 クロロフィル a 植物プランクトン
2	地点No. 1に同じ(※植物プランクトンを除く)
3	地点No. 1に同じ
4	気温 水温 透視度 水 pH DO 電気伝導率 SS COD BOD アンモニア性窒素 亜硝酸性窒素 硝酸性窒素 有機体窒素 全窒素 全りん 陰イオン界面活性剤 大腸菌数 流量
4-1	地点No. 4に同じ
4-2	地点No. 4に同じ
5-1	地点No. 4に同じ
5-2	地点No. 4に同じ
6	地点No. 1に同じ(※植物プランクトンを除く)
7	地点No. 1に同じ(※植物プランクトンを除く)
8	地点No. 1に同じ(※植物プランクトンを除く)
9	地点No. 4に同じ
10	地点No. 4に同じ
11	地点No. 4に同じ

(2) 底質調査

地点No	項目
1	気温 泥温 水深 泥深 強熱減量 酸化還元電位 硫黄分(S分) 元素分析(C. H. N)
2	気温 泥温 水深 泥深 酸化還元電位
3	地点No. 2に同じ
7	地点No. 2に同じ

資料 3

計量の方法

	分析項目	分 析 方 法
採 水 状 況	気温	JIS. K. 0102. 7. 1
	水温	JIS. K. 0102. 7. 2
	透視度	JIS. K. 0102. 9
	透明度	海洋観測指針 4. 1
	流量	建設省河川砂防技術基準(案)第3章第5節
生 活 環 境 項 目 等	pH	JIS. K. 0102. 12. 1
	DO	JIS. K. 0102. 32. 1
	電気伝導率	JIS. K. 0102. 13
	SS	昭和 46 年環境告示 59 号付表 9
	COD	JIS. K. 0102. 17
	BOD	JIS. K. 0102. 21
	陰イオン界面活性剤	JIS. K. 0102. 30. 1
	大腸菌数	昭和 46 年環境告示 59 号付表 10
栄 養 塩 類	アンモニア性窒素	JIS. K. 0102. 42. 2
	亜硝酸性窒素	JIS. K. 0102. 43. 1
	硝酸性窒素	JIS. K. 0102. 43. 2
	有機体窒素	JIS. K. 0102. 44. 2
	全窒素	JIS. K. 0102. 45. 4
	全りん	JIS. K. 0102. 46. 3. 1
	クロロフィル a	上水試験方法(2011)IV-2 25. 2
底 質	酸化還元電位	ORP 計による測定
	強熱減量	底質調査方法 II-4. 2
	硫化物	底質調査方法 II-4. 6
	C	CHNコーダー
	H	CHNコーダー
	N	CHNコーダー
	植物プランクトン	湖沼環境調査指針 12

※ 改正があればそれに準ずること。

## 資料 4

### 木幡池調査報告書の詳細

#### 1 調査目的

本調査は、木幡池流入河川、木幡池水域部の水質及び底質を調査し、現状の把握と木幡池の推移状況の観測を目的とする。調査報告書は、毎年度ごとに作成する。

#### 2 調査結果まとめ

- (1) 木幡池の流入流出河川
- (2) 木幡池の水質
- (3) 木幡池の底質

(1)から(3)について、今回の調査結果及び 経年変化の状況を総合的に比較・検討すること。

#### 3 概要

木幡池の現況（面積、水域面積・湿地帯面積の割合、形状、水深、流入河川・水路、流出河川・水路、その他）について明記すること。

#### 4 調査内容

調査実施日、調査地点、調査項目、分析方法について明記すること。

#### 5 調査結果

- (1) 測定地点の概要（測定時の状況）を各流入河川、大島樋門、木幡池についてそれぞれ明記すること。
- (2) 流入河川・樋門流出水の水質
  - ア 流入河川・樋門流出水の負荷量  
（流量、SS、COD、BOD、全窒素、全りん、陰イオン界面活性剤）
  - イ 木幡池の水質
  - ウ 木幡池の植物プランクトン
  - エ 木幡池の底質

アからエの測定結果を各々表とすること。

#### 6 比較・検討・考察

- (1) 環境基準との比較  
大島樋門流出水と京都市環境基準のC類型との比較・検討をすること。
- (2) 流入河川及び大島樋門の負荷量の経年変化について  
各河川の分析項目の負荷量について、過去4年間の結果と比較・検討すること。
- (3) 木幡池流入負荷量、河川別比率について  
木幡池への流入負荷量について、河川別の比率を比較・検討すること。

- (4) 流入河川及び大島樋門の水質の経年変化について  
各河川の水質について過去4年間の結果と比較・検討すること。
- (5) 木幡池の水質について  
流下方向に関する水質変化及びNo.2→No.8の方向に水が流れる中での浄化状況についてまとめること。  
南池（No.1）、中池（No.3）の地点について過去8年間の結果と比較・検討すること。
- (6) 木幡池底質について  
南池（No.1）について、過去5年間の結果と比較・検討すること。
- (7) 植物プランクトンについて  
植物プランクトンの測定をもとに Pantel and Buch 法により生物学的水質階級を求め汚濁指標を求めること。また、その値から水質の特徴をまとめること。
- (8) 木幡池の富栄養化について  
貧栄養湖と富栄養湖の特徴を南池、中池と比較して、木幡池の富栄養化についてまとめること。  
富栄養化指数を用い木幡池の富栄養化の度合及び経年変化をまとめること。富栄養化指数の指標についてはクロロフィルaによること。
- (9) その他測定結果から得られた内容について  
比較・検討内容については担当課と協議するものとする。

## 7 地図・経年変化図・特性図・経年変化特性図

昨年度の報告書を参考に担当者で協議するものとする。

## 8 添付資料

- (1) 分析結果一覧表
- (2) 調査地点の現場写真
- (3) 植物プランクトンの顕微鏡写真
- (4) その他報告書について説明に必要な資料

## 9 その他

- (1) 契約書第3条にある処理計画書等は、その提出を必要としない。業務の処理日程、処理方法については本仕様書の内容に従うものとする。
- (2) 契約書第6条にある着手届は、その提出を必要としない。受託業者は委託期間の開始により、本委託業務に必要な準備等に着手するものとする。
- (3) 契約書第17条にある業務完了届は、その提出を必要としない。市は報告書が提出されてから1か月以内にその内容を検査し、疑問が生じた場合にのみ業務担当責任者に問い合わせるものとする。疑問等がない場合には報告書を受取り、これをもって検査を合格したものとみなす。